

生成AI知財・透明性プリンシプル・コード案に対する Web上の反応まとめ

内閣府知的財産戦略推進事務局が2025年12月26日に公表しパブリックコメント募集を開始した「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（案）」について、Web上では産業界とクリエイター双方からさまざまな反応が寄せられています^①。概括すると、**クリエイターなど権利者側**は「無断で著作物がAI学習に使われることへの規制の第一歩」として歓迎する声がある一方、**AI事業者・開発者側**からは「イノベーションを阻害しかねない過大な負担」と懸念する声が相次いでいます^①。以下、主な具体的意見を関係者ごとに整理します。

産業界・AI開発者からの懸念の声

- ・**ノウハウ流出や営業秘密への影響**: 原則1で要求される**学習データ詳細やクローラ仕様の開示**は、AI企業の競争力の源泉であるノウハウの漏洩に直結する恐れがあります^②。欧州のAI規則（AI Act）を参考にした内容ですが、欧州でも実装段階で混乱が生じており、日本で同様の透明性要求を課すことへの危険性が指摘されています^②。
- ・**小規模事業者・個人開発者への過大な負担**: 権利者からの問い合わせ対応やログ保存などの義務は、大企業ならともかく**スタートアップや個人開発者には現実的でない**との声があります^③。法務体制のない小規模事業者が訴訟準備中の権利者からの詳細開示要求に対応するのは困難であり、結果として**資本力のある海外大手だけが生き残り、国内の新興勢力は淘汰されかねない**とも指摘されています^③。実際、このコードが機能すれば**最も深刻な打撃を受けるのは個人開発者**であり、ログ保存や問い合わせ対応の負担に耐えられずAIモデル公開を諦めるケースが続出するだろう、との懸念も示されています^④。
- ・**「情報開示チキンレース」のリスクと不公正**: 真面目に詳細を開示した企業ほど訴訟・批判の標的になりやすい一方、一部の海外企業は「営業秘密なので不開示」「OSS由来で詳細不明」などと**説明（エクスプレイン）して逃げる可能性が指摘されています**^⑤。罰則が無い以上、外国勢が形式的説明で実質的な開示義務を回避してもペナルティはなく、日本企業だけが開示によるリスクを負う非対称な状況になりかねません^⑤。
- ・**訴訟準備コストの企業側への転嫁**: 原則2・3で求められる「URL単位での照会対応」は、本来権利者が負うべき証拠収集プロセスを企業側に担わせるものであり、**膨大なログ保存や検索システム構築コスト**を強いると懸念されています^⑥。こうした対応は体力のないスタートアップには参入障壁となり、大企業以外の新規参入を阻む可能性があります^⑥。実務上、権利者から多数の照会請求が来れば企業への“事務的・経済的DDoS攻撃”になりかねないとの警鐘もあります^{⑦ ⑧}。
- ・**日本市場の萎縮とイノベーション阻害**: 法的強制力のない自主規範であっても公開リストにより事実上の規制として機能しうる点が「最悪のシナリオ」とされています^⑨。ガイドライン遵守にコストを割いても明確な基準が無く、形だけの対応では批判を浴び、詳細に対応すれば競争力を失うジレンマに陥るためです^⑩。政府はインセンティブ付与も示唆していますが具体策は示されておらず、このままでは**リスク回避のため日本市場から撤退・参入見送りを検討する事業者が増えるだけ**との指摘があります^⑪。実際、「OpenAIやAnthropicなど海外大手は日本語対応を縮小し、国内スタートアップは海外移転し、対応コストを吸収できる大企業だけが残る」といった産業空洞化への懸念も表明さ

れています¹¹。こうした事態は日本のAIイノベーションを著しく阻害すると産業界は危惧しています¹。

- ・**米国との姿勢の違い：** 米国では知財問題は基本的に訴訟（フェアユース法理）で決着させる文化であり、行政が細かな開示ルールを定めることには慎重です¹²。日本独自の原則2・3のような直接照会システムは、米国に比べて企業負担が重く自国産業を弱体化させるリスクがあるとの比較論もあります¹²。

産業界の総意： 以上のように、産業界や開発者コミュニティからは「机上の空論であり、日本の産業競争力を削ぎかねない」との強い懸念が表明されています¹³。総じて、このコード案は理想論が先行し「現場の実情を無視した過剰な規制」だというのが企業・開発者側の受け止めです¹⁴¹⁵。

クリエイター・権利者側の反応と期待

- ・**初の包括的ルール整備への歓迎：** クリエイターや著作権者側からは、「無断で作品がAI学習データに使われる状況に歯止めをかける第一歩」として、このプリンシプル・コード案を歓迎する声が多数見られます¹。とくに、学習データの透明性確保や権利者への情報開示請求権の明示など、これまで野放しだった領域にルールが導入されることを評価する意見が多いようです。
- ・**権利保護への期待：** 現状では、自らの著作物が無断利用されても訴訟以外に有効な対応策がないため、多くのクリエイターはフラストレーションを抱えていました¹⁶¹⁷。例えばイラストや写真が無許可で学習データに使われ、その結果自分の作風に酷似した生成画像が大量生産される事態に対し、「泣き寝入りするしかない」という不満が以前から噴出していた経緯があります¹⁸。そうした中、本コード案によりデータセット情報の開示義務が盛り込まれたことに対し、「著作権侵害の抑止につながる」と期待する声が上がっています¹⁷。実際、SNS上での発信者情報開示請求が誹謗中傷の抑止力になった例にならない、「AIの学習素材を開示させることが権利侵害の牽制になる」という意見も見られます¹⁷¹⁹。
- ・**透明性確保による安心感：** 権利者にとって、自身の作品が「AIに勝手に使われていないか」を問い合わせできる仕組み（原則2・3）は大きな安心材料です²⁰²¹。とりわけ、自分の作品そっくりのAI生成物が見つかった場合に学習データへの含有有無を確認できる制度は、「クリエイター救済の一手段になり得る」として支持されています²⁰。これにより、権利者は訴訟前の段階で証拠を得やすくなり、泣き寝入りせずに済む可能性が高まるという見解です。
- ・**今後への要望：** ただし歓迎の声の一方で、「プリンシプル・コードは所詮ソフトロー（努力目標）であり強制力が無い」点を不安視する声も一部にはあります。実効性を担保するには将来的に法制化や罰則の検討も必要ではないか、との意見もクリエイターコミュニティから出ています（※具体的な引用はありませんが、一般的な懸念として言及されています）。そのため、クリエイター側からは「このガイドラインを骨抜きにさせず実効性あるものにしてほしい」という要望や、「継続的な改善・強化を期待する」との声も寄せられています。

クリエイター側の総意： 全体として、クリエイター・権利者側は本コード案を「待望のルール整備」として肯定的に捉えています¹。自らの権利が軽視されない土壌作りの第一歩と評価しつつ、「技術発展とのバランスも取りながら権利保護を前進させてほしい」と望んでいるようです²²。

有識者・法律家による分析と指摘

- ・「コンプライ・オア・エクスプレイン」の限界: 多くの専門家は、本コード案が採用する「遵守せよ、さもなければ説明せよ（コンプライ・オア・エクスプレイン）」方式に根本的な無理があると指摘します。もともとこれは金融分野のスチュワードシップ・コード（機関投資家の行動原則）に由来する手法ですが、専門家によればAI開発の文脈には適合していないといえます²³²⁴。具体的な理由としては、(1)金融業界とは異なりAI分野では共通の利益目標や評価者が明確でなく、(2)説明責任を果たせなくても失うもの（評価主体からの信任）が無い、(3)権利者と事業者が対立関係にあり説明すればするほど訴訟リスクが高まる、といった構造的相違が挙げられています²⁵²⁶²⁷。結果、「形だけ真似ても本質が伴わない」おそれが高く、「comply or explain が実効性を持つ前提条件が欠如している」との批判が出ています²⁸。
- ・実質的な規制化と責任転嫁: 有識者の中には、本コード案は「ソフトローを装いながら実質的に規制を課す巧妙な仕組み」だと批判する声もあります。例えば高木浩光氏は、コード案が一見「強制ではない」としつつ企業に事実上の義務を負わせている点を問題視しています²⁹。さらに、政府当局自体は届出内容を「審査もせず照会にも答えない」と明言しており、企業任せ・市場任せの状態であるため、結果的に「説明に失敗したら事業者の責任」という形で全責任を転嫁していると指摘しています²⁹⁹。これは「適切な法制度整備から逃げた安易な設計」だという厳しい評価もあり²⁹、規制当局が責任を負わず企業だけが板挟みになる構造に対する懸念が示されています。
- ・インセンティブ欠如と評価主体不在: 専門家はまた、本コード案には遵守を促す市場のインセンティブや評価者が欠如している点を問題視します。金融分野のコードでは、優れた取組を行えば資本が集まる・受託者（投資家）が評価する、といった市場メカニズムが機能しました³⁰³¹。しかしAIプリンシプル・コードでは「政府によるインセンティブも期待される」とあるだけで具体策が無く³⁰、誰が企業の対応を評価するのか（権利者が利用者か政府か）も明確ではありません³²。「誰も評価しない、だから企業側にメリットもない」状況では自主的な努力を促すのは難しく、結局形骸化する恐れがあります。
- ・海外企業への実効性: 法的拘束力が無い以上、海外の大手AI事業者はこのコードを無視するか、日本市場から撤退してしまう可能性も指摘されています³³³⁴。例えばOpenAIやAnthropicが日本向けサービス提供を縮小・停止するリスクや、主要なオープンソースモデル配布サイトが日本からのアクセスを制限する可能性も示唆されています¹¹³⁵。有識者の中には「日本は欧米に先んじて透明性重視のルールを作ったものの、Tier1（主要）市場ではない日本の声に海外企業が従うとは限らない」と冷ややかに見る向きもあります³⁶³⁷。この点、日本発のルールだけが空回りし国内企業だけが縛られる“自縄自縛”に終わる可能性が懸念されています³⁷³⁸。
- ・権利者側ロビー活動の影響指摘: 一部の論者は、今回のコード案に新聞社などメディア企業をはじめとする権利者側の強い意向が反映されている可能性を指摘しています。ブロガーの山本一郎氏は、自身の有料記事内容が生成AIに無断要約・流用される事例を紹介した上で、「新聞社や通信社が『自社記事を勝手に使わせない』ために、有識者会議に働きかけて学習データ全件チェックの原則をねじ込んだのではないか」との見方を示しています³⁹。真偽は定かでないものの、権利者側のロビー活動がコード形成に影響した可能性も議論として出ています。
- ・バランスへの提案: 有識者からは建設的提案も出ています。本コード案の趣旨自体は「AI発展と著作権保護の両立」という現代的課題への挑戦と評価しつつ、中小開発者が生き残れる措置を講じるべきとの声があります⁴⁰⁴¹。例えば「小規模事業者向けの簡易ガイドラインや支援制度、段階的適用など工夫の余地がある」との提言や⁴²、開示項目の現実的な落とし所として「モデルのアーキテクチャや詳細な訓練プロセス（企業秘密部分）は問わず、学習データの取得元やクロウラの対象範囲などを明らかにするレベルで十分ではないか」といった提案も出されています⁴³⁴⁴。また、カタカナ用語の多用が一般の理解を妨げるとして、「プリンシプル」「コンプライ・オア・エクスプレイ

ン」といった専門用語には日本語訳を併記するなど工夫すべきとの指摘もあります⁴³。これらは、コードの実効性と現場実装性を高めるための改善提案として注目されます。

専門家の総括的見解： 専門家・法律家の多くは「**理念自体は理解できるが設計に無理がある**」との立場です。その上で、「透明性・権利保護を掲げる日本版AIルールをこのまま進めれば、短期的にはイノベーション分野で痛みを伴い、長期的利益が得られるかは不透明」と分析されています⁴⁵。結局は**規制と技術促進のバランス感覚**が問われており、拙速な制度化による副作用を最小限に抑えつつ、クリエイターの信頼も得られる落とし所を探る必要があると結論付けられています²²⁴⁶。

Sources:

- ・内閣府「生成AIプリンシプル・コード（仮称）（案）」に関するパブコメ開始の報道（Xまとめ）¹
- ・Qiita記事「AI個人開発者が駆逐される日」（個人開発者視点での批判）³¹¹
- ・高木浩光氏 ブログ記事「代替可能性を欠く『AIプリンシプル・コード』」（制度設計の批判的分析）²⁹²⁸
- ・赤坂国際法律会計事務所 Blog「生成AIプリンシプル・コード案：企業の『開示』と戦略的リスク」（企業法務の視点）⁵⁶
- ・AICU解説記事「生成AIの透明性と知財保護プリンシプル・コード公表」（専門家コメント引用）¹³⁷
- ・note記事「AIプリンシプル型コード案に関する意見ヒアリング備忘録」（AIユーザー視点の賛成意見と提案）¹⁷⁴³

¹ X

<https://x.com/i/trending/2004400857119424520>

² ³ ⁴ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹⁴ ¹⁵ ³⁵ ⁴⁰ ⁴¹ ⁴² ⁴⁵ ⁴⁶ AI個人開発者が駆逐される日--AI時代の知的財産権検討会(第10回)-- #LLM - Qiita

<https://qiita.com/shanks665/items/66918156e6999894f78c>

⁵ ⁶ ²⁰ ²¹ 生成AIプリンシプル・コード案：企業の「開示」と戦略的リスク | 赤坂国際法律会計事務所

<https://ailaw.co.jp/blog/>

%E7%94%9F%E6%88%90ai%E3%83%97%E3%83%AA%E3%83%B3%E3%82%B7%E3%83%97%E3%83%AB%E3%83%BB%E3%82%B3%E3%83%BC

⁷ ⁸ ¹² ¹³ ²² 内閣府が生成AIの透明性と知財保護に関する「プリンシプル・コード」を公表。パブコメを1月26日まで募集中！

https://www.aicu.jp/post/naikakufu-generative-ai-principle?srsId=AfmBOor3SIPsAv7qhEfOZR-dIO-NUb3VD_8XO0yvWtpg7dYqy3N3cvu3

¹⁶ ¹⁷ ¹⁹ ⁴³ ⁴⁴ A I プリンシプル型コード（仮称）（案）に関するご意見のヒアリング の回答備忘録 | Yotsu

<https://note.com/yotsu4989/n/n9f03c0f94c7d>

¹⁸ 【激震】生成AI×著作権、ついに国がルール作りへ！1/26までのパブコメが未来を左右する | コジマ

https://note.com/kojima_product/n/n73c860773989

²³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ²⁹ ³⁰ ³¹ ³² ³³ ³⁴ 高木浩光@自宅の日記 - 代替可能性を欠く「AIプリンシプル・コード」—— スチュワードシップ・コードの劣化コピーが日本のソフトローを破壊する

<http://takagi-hiromitsu.jp/diary/20251227.html>

36 37 38 39 AI開発のプリンプルコード問題で、有料メルマガを発行しているワイも悩む「新聞業界を取るか、AIの未来を取るか」 | 山本一郎（やまもといちろう）
<https://note.com/kirik/n/n008b2d281aee>